

米国上院議会による金融制度改革案

－米国金融安定回復法の公表－

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 米国の上院議会銀行委員会は、2009年11月10日、「米国金融安定回復法」と題する金融規制改革に関する草案を公表した。今後、上院における制度改革の議論はこの法案を基に展開されることとなる。
2. 本草案は、下院金融サービス委員会が10月27日に公表した「金融安定改善法」の草案で示された内容とは多くの点で異なる。上院では民主党が絶対的に優勢というわけではなく、そのため共和党に受け入れられるよう、その主張に配慮せざるを得なかったという事情も影響しているとみられる。
3. 本草案が下院草案と異なる点としては、①システム上重要な金融機関に対する追加的なプルーデンス規制は規模や複雑性に応じて段階的に強化、②システム上重要な金融機関はコンティンジェント・キャピタルを発行、③FRBは銀行監督から外れ金融政策にフォーカス、FDICは銀行監督から外れ預金保険制度と破綻処理に集中。
4. 一方、下院草案と共通する点としては、①システム上重要な金融機関に破綻処理計画の策定を要請、②危機に陥ったシステム上重要な金融機関に対して規制当局が業務の規模や範囲に制限を課す権限を保持、③システム上重要な金融機関の破綻処理はレシーバーシップのみ（オープンバンク・アシスタンスによる救済なし）、④資産100億ドル以上の金融機関が最終的に破綻処理費用を負担。

I. 上院による金融規制改革に関する草案の公表

米国の上院議会銀行委員会のクリストファー・ドッド委員長（民主党）は、2009年11月10日、「米国金融安定回復法」（Restoring American Financial Stability Improvement Act of 2009）と題する金融規制改革を図る草案（discussion draft）を公表した¹。今後、上院における制度改革の議論は、この法案を基に展開されることとなる。

本草案の主な内容は以下のとおり。

¹ http://banking.senate.gov/public/_files/AYO09D44_xml.pdf を参照。

- ❖ システミック・リスクへの対処・・・大規模かつ複雑な金融会社・商品・業務から生じるシステミック・リスクを特定し、対処するためのシステミック・リスク・レギュレーターとして「金融安定庁」を創設。金融安定庁はシステム上重要な金融機関として「特定金融会社」を決定。特定金融会社に対しては、金融会社の規模や複雑性に応じてプルーデンス規制が強化される枠組みとなっており、特定金融会社が経済にとって脅威となった場合は、規制当局が業務の規模や範囲を制限することが可能。
- ❖ トウ・ビッグ・トゥ・フェイル（大きくて破綻させられない）問題への対応・・・大規模または複雑な特定金融会社が米国経済に影響を与えることを防ぐために、①特定金融会社が破綻した場合に安全に閉鎖する破綻処理方法を整備、②特定金融会社に頑強な自己資本およびレバレッジ等のプルーデンス規制を適用し、「葬儀計画」を自ら策定することを要請、③特定金融会社にコンティンジェント・キャピタルの発行を要請、④連邦準備制度理事会（FRB）の最後の貸し手機能が個別金融機関の救済ではなくシステム全体を支援するために利用されるよう制度改正。
- ❖ 単一の銀行規制当局への統合・・・連邦レベルの複数の銀行規制当局を「金融機関監督機構」に一元的に統合することで、アカウントビリティを向上し、不必要な規制の重複、規制間の利益相反、チャーター・ショッピングと称される金融機関免許間のアービトラージを排除。
- ❖ 規制のループホールの封鎖・・・リスクが高く不正な慣行が規制されないままになっている抜け穴を防ぐ。その対象として、OTC デリバティブ、ヘッジファンド、保険、格付機関、証券化市場等に対する規制を強化。
- ❖ 役員報酬、コーポレート・ガバナンスの改善・・・役員報酬について拘束力のない株主投票（Say on Pay）を導入。報酬委員会の独立性を向上。
- ❖ 消費者金融保護庁の設置・・・消費者がモーゲージ、クレジット・カードその他の消費者金融商品を検討する際に必要となる情報が正確かつ明確に得られるよう、独立した監督当局として「消費者金融保護庁」を設立し、消費者金融商品に係る隠れた手数料や不公正な条件、虚偽の実践を禁止。

本草案は、下院金融サービス委員会のバーニー・フランク委員長（民主党）のイニシアティブでつくられ10月27日に公表された「金融安定改善法」という下院の草案で示された内容とは多くの点で異なるものとなっている²。これは、下院とは異なり、上院では共和党の抵抗を完全に阻止できるほど民主党の議席が優勢というわけではなく、そのため共和党に受け入れられるよう、その主張に配慮せざるを得なかったという事情も影響しているとみられる。

² 小立敬「修正された米国の金融制度改革—金融安定改善法の公表」『資本市場クォーターリー』2010年冬号（ウェブサイト版）を参照。

下院草案と比較した場合の本草案の主な特徴は、以下のとおり。

—— 下院草案と異なる点

- ① システム上重要な金融機関に対する追加的なプルーデンス規制は規模や複雑性に応じて段階的に強化される枠組み。
- ② システム上重要な金融機関はコンティンジェント・キャピタルを発行。
- ③ FRB は銀行監督から外れて金融政策にフォーカス、連邦預金保険公社 (FDIC) は銀行監督から外れて預金保険制度と破綻処理に集中。

—— 下院草案と共通する点

- ① システム上重要な金融機関に破綻処理計画の策定を要請。
- ② 危機に陥ったシステム上重要な金融機関に対して規制当局が業務の規模や範囲に制限を課す権限を保持。
- ③ システム上重要な金融機関の破綻処理はレシーバーシップのみ (オープンバンク・アシスタンスによる救済なし³)
- ④ 資産 100 億ドル以上の金融機関が最終的に破綻処理費用を負担。

II. システミック・リスクへの対処

本草案では、金融安定法 (Financial Stability Act of 2009) として、システミック・リスクを特定し、それに対処する新たな独立のシステミック・リスク・レギュレーターとして、金融安定庁 (Agency for Financial Stability) の設置が定められている。金融安定庁の議長は大統領によって指名され、上院の同意によって選ばれる。その理事会は財務長官、FRB 議長、金融機関監督機構議長、消費者金融保護庁長官、証券取引委員会 (SEC) 委員長、連邦預金保険公社 (FDIC) 総裁、商品先物取引委員会 (CFTC) 委員長が含まれる。金融安定庁のスタッフは、エコノミスト、会計士、法律家、規制当局出身者といった専門家で構成される。

金融安定庁の責務として、①米国の金融システムや経済成長に対するリスクの特定、②株主・債権者等の政府の保護に対する期待を排除することによる市場規律の促進、③米国の金融市場を不安定化させる金融業務・商品のリスクへの対応が挙げられている。それらの目的を達成するために、金融安定庁は、①理事会のメンバーおよび必要に応じて個別金融機関からデータを収集し、②金融システムの安定性にとって潜在的な脅威を特定するために金融サービス市場をモニタリングすることなどを役割としている。そして、金融安定庁は、システム上重要な金融機関を「特定金融会社」(Specified Financial Company) として決定 (determine) する権限を有する。すなわち、金融安定庁は、下院草案における金融サービス監督カウンスルとほぼ同様の役割を担う組織となっている。ただし、金融サービス監督カウンスルが財務長官を議長として定めている点は、金融安定庁の規定とは異なる。

³ 破綻の危機にある金融機関を出資・融資・保証等により支援する枠組みのこと。

金融安定庁には監督権限はなく、規制を策定する権限のみが与えられている。特定金融会社に対しては、通常の金融機関に比べてより厳格な自己資本、レバレッジ、流動性、リスク管理等のプルーデンス規制が課される。下院草案も同様に、システム上重要な金融機関（特定金融持株会社）に特定されると厳格なプルーデンス規制が課せられる。ただし、本草案における特徴として、システム上重要な金融機関（特定金融会社）の規模や複雑性に応じて、プルーデンス規制が段階的に強化されることが明記されている点である。つまり、特定金融会社の規模や複雑性が増すにつれて、プルーデンス規制は厳しくなり、規制コストが徐々に上がっていく仕組みとなっている。

また、金融安定庁はシステム上重要な市場ユーティリティ（清算・支払・決済システム）を特定（identify）し、FRBの監督下に置くとともに、システム上重要な支払・清算・決済業務についても金融安定庁が特定する。これらは、下院草案の規制強化と共通である。

Ⅲ. トゥー・ビッグ・トゥ・フェイル問題への対応

巨大な金融機関であればあるほど経営危機に陥ったときに政府の支援が受けられると受け止められるため、より大規模によりリスクをとるインセンティブが金融機関に生まれる。こうした金融機関のモラルハザードに対して共和党から強い問題意識が示されていた。いわゆるトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（TBTF）の問題である。本草案では、特定金融会社のTBTFの問題を防ぐことを意図した枠組みが設計されている。

金融安定庁が決定するシステム上重要な金融機関としての特定金融会社は、銀行持株会社を対象とする特定銀行持株会社（Specified Bank Holding Company）、米国の銀行以外の金融機関（ノンバンク）を対象とする特定米国ノンバンク金融会社（Specified U.S. Nonbank Financial Company）、外国のノンバンクを対象とする特定外国ノンバンク金融会社（Specified Foreign Nonbank Financial Company）という3つのカテゴリーで構成されている。

特定銀行持株会社および特定米国ノンバンク金融会社の判断基準としては、①金融資産の量および性質、②金融負債の量および種類（短期調達依存度を含む）、③オフバランスのエクスポージャーの程度および種類、④他の大手金融会社との取引・関係性の程度および種類、⑤家計・企業・地方政府への信用供与および米国金融システムへの流動性供与源としての重要性、⑥清算・決済・支払事業におけるオペレーションまたは所有関係、⑦連邦規制当局による提言が規定されており、⑥や⑦を除けば下院草案とほとんど変わらない。一方、銀行以外の外国金融機関が対象となる特定米国ノンバンク金融会社を決定する際には、内国待遇および競争機会の平等の原則が考慮され、その具体的な判断基準は、米国外のオペレーションとは関係なく、上記①から⑤に関して米国に関係するものに限定した基準となっている⁴。

⁴ 具体的には、①米国の金融資産の量および性質、②米国の金融負債の量および種類（短期調達の依存度を含む）、③米国関連のオフバランスのエクスポージャーの程度および種類、④他の米国金融会社との取引・関係性の程度および種類、⑤米国の家計・企業・地方政府への信用供与および米国金融システムへの流動性供与源として

特定金融会社には通常の金融機関に比べるとより厳格なプルーデンス規制が課せられる。具体的には、①リスクベースの自己資本規制、②レバレッジ規制、③流動性規制、④コンティンジェント・キャピタル規制、⑤破綻処理計画およびクレジット・エクスポージャーの報告、⑥早期是正措置、⑦集中リスクの制限、⑧全体的なリスク管理規制が規定されている。これらの項目はほぼ下院草案と共通しているが、特定金融会社にコンティンジェント・キャピタルの発行を求めている点が注目される。コンティンジェント・キャピタルとは、システム危機が生じた場合に自動的に資本に転換される長期のハイブリット債務証券であり、システムック・リスクに対処するものとしてそのアイデアは様々なところで議論されている⁵。そして、特定金融会社に対するプルーデンス規制の大きな特徴は、前述のとおり、特定金融会社の規模および複雑性が増すにつれて規制水準が厳しくなる仕組みとなっている点である。これは、TBTFを防ぐことを目的として、金融機関が規模を大きくしていく、ビジネスを複雑にすることにディスインセンティブを働かせる意図がある。

また、破綻処理計画に関しては、本草案では、特定金融会社は迅速かつ秩序立った破綻処理計画を定期的に金融安定庁等に提出することが規定されている。つまり、金融機関が危機に陥ったときにスムーズに組織を解体できるよう、金融機関に対して事前に破綻処理計画を策定することを要請するという政策である。英国で検討されているいわゆるリビング・ウィル (living will) に相当する議論である⁶。本草案では、規制当局が容認できる破綻処理計画が提出されない場合には、資本賦課等の追加的なプルーデンス規制、事業の成長・業務・オペレーションに対する制限、事業売却等が規制当局から要請される。本草案のサマリーでは、この破綻処理計画を「葬儀計画」(funeral plan)と表現している。サマリーでは、破綻処理計画は規制当局が金融機関の構造を理解する援けとなるものであり、金融機関が破綻した場合にはそれを閉鎖するためのロードマップを提供するものであるとしている。さらに、破綻処理計画は簡単には解体できないような組織構造やオペレーションについて、金融機関が合理化を図ることを促すものと位置づけている。

なお、下院草案と同様、システムック・リスクを軽減することを目的として、規制当局は、特定金融会社の資産やオフバランス項目の売却または譲渡、業務の清算を求める権限をもっており、規制当局が必要に応じて特定金融会社の規模や業務範囲に介入することが可能である。

の重要性が規定されている。

⁵ 例えば、オバマ政権の金融制度改革の方向性を示した2009年6月のホワイト・ペーパー（「金融規制改革—新たな基盤：金融監督規制の再構築」）では、コンティンジェント・キャピタルの実現可能性について検討を行うとしているほか、9月にロンドンで開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議においてもその検討を行うことが示されている。そして、ロイズが普通株への強制転換条項が付いたティア2証券 (Enhanced Capital Notes) を発行しており、同証券はロイズのコアティア1比率が5%未満となった場合に強制的に普通株に転換される仕組みとなっている（三宅裕樹「金融規制強化の流れの中で注目を集める新たなコンティンジェント・キャピタルの発行」『資本市場クォーターリー』2010年冬号を参照）。

⁶ 小立敬「検討が進むシステム上重要な金融機関の破綻処理計画—英国におけるリビング・ウィルの検討を中心に—」『資本市場クォーターリー』2010年冬号を参照。

そして、本草案は、システム上重要な金融機関が破綻した場合の枠組みを定めている。その適用対象となる金融機関は、銀行持株会社・特定金融会社およびその子会社（子会社の対象として預金取扱機関、ブローカー・ディーラー、保険会社を除く）となっており、下院草案が銀行持株会社を対象としていない点を除けば、下院草案と対象範囲はほぼ同じものと考えられる。

その破綻処理の決定プロセスについても、財務長官が大統領と協議の上で決定することとなっている点は下院草案と共通であり、また、破綻処理の発動要件も下院草案と概ね同様のもとなっている。そして発動が決定されると財務長官は、FDIC をレシーバーに選定する。オープンバンク・アシスタンスによる救済は行われず、レシーバーシップを通じて破綻金融会社を解体するという方針も下院草案と変わらない。さらに、破綻処理に要する費用負担に関しても、下院草案の規定と同様、納税者負担の回避の観点から、最終的に資産が 100 億ドル以上の金融機関が負担することが求められる。

さらに、本草案では FRB の最後の貸し手 (LLR) 機能の見直しを提案している。今回の金融危機では FRB は破綻したノンバンクに対する与信のため連邦準備法 13 条(3)項に規定する特別融資を積極的に活用した。しかし、本草案では、法 13 条(3)項の融資については個別金融機関の救済のためには利用させず、市場全体におよぶ支援のためシステム上重要な市場ユーティリティや健全な金融機関の支払・清算・決済業務に対する与信に限定することを求めている⁷。

IV. 単一の銀行規制当局への統合

現在の米国は連邦レベルの銀行規制当局が複数存在する銀行規制システムとなっている。具体的には、銀行持株会社および金融持株会社を対象に連結ベースの監督を担う FRB、国法銀行の監督当局である通貨監督庁 (OCC)、連邦レベルの貯蓄金融機関の監督当局である貯蓄金融機関監督庁 (OTS) がある。また、FRB および FDIC は州のチャーターに基づいて設置される州法銀行に対する監督権限をもっている。本草案の特徴の一つとして、連邦レベルの銀行規制当局の一本化が提案されていることが挙げられる。これはドッド委員長が主張していた改革方針である。ドッド委員長は単一の銀行規制当局を創設することによって、大手国法銀行による規制アービトラージの問題に対処する必要性を述べていた。

本草案では、OCC と OTS の機能、州法銀行に対する FRB と FDIC の監督機能、FRB の銀行持株会社の監督機能を統合するかたちで、新たに金融機関監督機構 (Financial Institutions Regulatory Administration) を設立することが提案されている。現在の国法銀行システムとコミュニティ・バンク (地域銀行) のほとんどが含まれる州法銀行システムによ

⁷ 法 13 条(3)項は、緊急かつ非常時においては、連邦準備銀行が個人、法人、パートナーシップに対して与信できる旨を規定しているが、改正案では、「個人、法人、パートナーシップ」の文言を削除し、その代わりに、「金融安定庁がシステム上重要であると決定した、または決定され得る金融ユーティリティまたは支払・清算・決済業務、または参加者が幅広く存在するプログラムまたはファシリティ」の追加を提案している。

る二重銀行システムは維持されるものの、金融機関監督機構の中に地域銀行を連邦レベルで監督する新たな局が設置される。金融機関監督機構の理事会は FDIC 総裁および FRB 議長と、その他の独立した 3 名のメンバーで構成される。金融機関監督機構の議長は大統領に指名され、上院の同意を得た者とされており、副議長は州法銀行の監督を経験した者とすることが規定されている。

金融機関監督機構の設置によって、規制の緩い規制当局を選ぶチャーター・ショッピングを防止し、銀行システムの欠陥に対して一元的な責任を持たせることによってアカウントビリティを向上させることが期待されている。本草案では、アービトラージの温床となっていた連邦レベルの貯蓄金融機関のチャーターが廃止される。また、連邦レベルの銀行監督規制を統合することで、非効率さを生じるゆっくりと煩雑な調整を経て行われる銀行規制の規則制定プロセスや規制当局ごとに一貫性のない規則のエンフォースメントが排除されることが意図されている。

金融機関監督機構が設置される結果、FDIC は銀行監督の役割から外れ、預金保険制度の運営と破綻した銀行・金融会社の処理を担う役割に集中することになる。ただし、FDIC は問題金融機関に対する予備的な検査権限を有し、健全な銀行・持株会社に対する金融機関監督機構の検査に帯同できる。一方、FRB は銀行監督や消費者保護の責務を外され、金融政策 (monetary policy) にフォーカスすることになる。ただし、金融の安定性を評価するという FRB の重要な役割は引き続き担うことになる。なお、FRB に関してはガバナンスの強化を図る改革も行われる⁸。

V. 規制のループホールの封鎖

1. OTC デリバティブ規制

ループホールに対する規制強化として、まず、OTC デリバティブ規制がある。本草案では、OTC デリバティブ市場法 (Over-the-Counter Derivatives Markets Act of 2009) として、過度なリスクテイクを見逃さないために、SEC と CFTC に OTC デリバティブを規制する権限を与える提案が行われている。

清算機関で清算できるデリバティブ契約については、中央清算機関での清算と取引所における取引を義務づける。どのデリバティブ契約が清算機関で清算されるべきかを決定する役割を SEC と CFTC、清算機関に与え、SEC と CFTC は清算機関が清算を開始する前に事前承認を行うことになる。一方、清算機関を通じて清算されないデリバティブについては、金融システムに与えるリスクを考慮して、証拠金差入れと資本賦課に関する規制を導入する。デリバティブ市場の透明性の観点から、清算機関や取引情報機関が取引データは

⁸ FRB を構成する 12 地区の連邦準備銀行の理事会メンバー 9 名のうち 6 名は、それぞれの地区連銀の管轄下にある銀行の投票で選ばれることとなっている。しかし、地区連銀は銀行を監督する立場でもあることから利益相反の防止の観点から FRB が選任するよう選定プロセスを改正する内容が含まれている。

収集し、集計データを公表する。

デリバティブ市場の参加者に関しては、デリバティブ・ディーラーおよび主要取引参加者に登録を求める一方、適格契約参加者（eligible contract participant）以外の参加者の取引参加を禁止している。そして、過度の投機を防ぐ目的から建玉制限が導入される。

2. ヘッジファンド規制

本草案では、私募ファンド投資顧問登録法（Private Fund Investment Advisors Registration Act of 2009）としてヘッジファンド規制が強化される。具体的には、1億ドル以上のヘッジファンドは投資顧問として SEC 登録が求められる⁹。登録されたヘッジファンドはシステミック・リスクの評価に必要な取引およびポートフォリオに関する情報を SEC に報告することが求められる¹⁰。そのデータはシステミック・リスク・レギュレーターである金融安定庁と共有される。また、SEC はそのデータを投資家の保護と市場の健全性の保護のためにどのように利用したかについて、毎年、議会に報告しなければならない。

一方、州の監督下に置かれるヘッジファンドの基準が従来の 2500 万ドル未満から 1 億ドル未満に引き上げられる。これにより、多くのヘッジファンドが SEC ではなく州の監督下に置かれることとなる。その背景には、州はヘッジファンドの強力な規制者として十分に機能しているという認識の下、多くのヘッジファンドを州の監督下に置くことで、SEC の資源を新たに登録されるヘッジファンドに対する監督に向けさせるという狙いがある。

また、マドフ事件においては、マドフ自らが所有していたカストディアンが利用されていたことから、ヘッジファンドの不正を防止する観点から、投資顧問に対して独立のカストディアンにおいて顧客資産を管理するよう求めている。

3. 保険規制

州レベルの規制システムとなっている保険規制については、保険業界をモニタリングし、国際的な保険の問題に関して調和を図るため、全米保険局法（Office of National Insurance Act of 2009）により財務省の内局として全米保険局を設置することが提案されている。全米保険局は保険規制の現代化について検討し、議会に提言することとなっている。

4. 格付機関規制

格付機関規制に関しては、SEC の中に信用格付庁（Office of Credit Ratings）を設置するとともに規制を強化する。規制強化の内容としては、SEC に登録した格付機関（NRSRO）に対して、格付手法、デューデリジェンスを行った際の第三者の利用、当初格付からのト

⁹ ただし、ベンチャーキャピタルは登録の対象外となっており、プライベートエクイティ・ファンドについても登録もしくは報告義務に関して免除されることが規定されている。

¹⁰ 具体的には、①運用資産残高およびレバレッジの利用、②カウンターパーティ・クレジット・リスク・エクスポージャー、③トレーディングおよび投資ポジション、④ファンドのバリュエーション方法、⑤保有資産の種類、⑥特定の顧客に有利なアレンジメント、⑦トレーディング・プラクティスが挙げられている。

ラックレコードの開示を求めている。また、格付機関が外部の情報ソースを利用する場合はそれが信頼できるものであれば格付に考慮しなければならない。一方、利益相反への対応として、格付機関のコンプライアンス・オフィサーは、格付付与、格付手法、営業に関わる業務に関係してはならないとしている。そして、格付アナリストに対しては、格付に対する知識をテストし、継続的な教育を受けることを求めている。格付機関は内部統制に関する報告書を毎年 SEC に提出し、SEC は格付機関に対して少なくとも年 1 回は検査を実施し、検査報告を公表することとなっている。

さらに、格付機関が故意または過失により調査を怠ったり独立の情報源から分析を入手することを怠った場合には、投資家は法的措置をとることができるとしている。格付はマスコミと同様に「意見」であって修正憲法第 1 条の言論の自由で保護されていると主張し、格付に法的責任はないとする従来の格付機関の考え方からすれば、重要な意味をもつ内容である。

5. 証券化市場規制

証券化市場に対する規制として定量保有義務と開示強化が行われる。まず、広義の資産担保証券（ABS）¹¹のオリジネーターや証券化業者（securitizer）に対してその一定割合の保有を求める定量保有義務については、クレジット・リスクの 10% という水準が求められる。一方、ABS に関する開示の強化に関しては、証券化商品の裏付け資産の分析が行えるよう裏付け資産に関する情報を開示することを求めているほか、ABS 市場における表明・保証制度に関しても本草案で規定されている。これらも下院草案と概ね同内容となっている。

VI. 役員報酬、コーポレート・ガバナンスの改善

本草案は、役員報酬およびゴールデン・パラシュートに対する拘束力のない株主投票（Say on Pay）を導入し、株主総会召集通知において取締役を選任する方法を導入する。また、取引所への上場基準として報酬委員会は独立取締役のみで構成されることを求め、報酬決定における独立性を強化するために報酬委員会に報酬コンサルタントを雇う権限を与える。

報酬に関しては、会計基準に従わない不適正な財務諸表に基づいて役員報酬が支払われた場合にクロウバック（取戻し）を行う方針を公開企業に適用することを求めている。そして SEC は、報酬に関する開示の明確化を行う。その中では、過去 5 年間の役員報酬と株価の比較を示すチャートを提示することを企業に求める。なお、報酬慣行に関して預金取扱機関に悪影響が及ぶことが認められる場合、銀行規制当局は高い自己資本賦課を求めることとなる。

¹¹ モーゲージを裏付け資産とする MBS を含む。

VII. 消費者金融保護庁の設置

現在、消費者保護は、OCC、OTS、FDIC、FRB、全米信用組合管理機構（NCUA）、連邦取引委員会（FTC）という複数の規制当局が担っている。本草案は、これらの規制当局の消費者保護に係る機能を新たに設置する消費者金融保護庁（Consumer Financial Protection Agency）に移管し、同庁が消費者保護に関する規則策定、監督、エンフォースメントを一元的に行うものとする。この消費者保護に関する制度改革はオバマ政権の金融制度改革の中でも目玉の一つとなっている。なお、投資商品に係る投資家保護の分野に関しては SEC および CFTC が引き続き所管することとなっており、消費者金融保護庁は消費者金融の分野に限られている。